【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年７月６日
【会社名】	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ） (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者（CEO） ミシェル・ルーカス（Michel LUCAS)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・デュ・ワッケン34 (34 rue du Wacken - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三 原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士　三 原 秀 哲
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第１回円貨社債（2011） ：50億円（予定） フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第２回円貨社債（2011） ：50億円（予定） フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第３回円貨社債（2011） ：50億円（予定）
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年６月24日付で提出した有価証券届出書（平成23年７月４日付で有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「本有価証券届出書」といいます。）の記載事項のうち、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）の募集の取止めがあり、また本有価証券届出書の記載事項のうち、一定の事項につき訂正の必要が生じましたので、関係事項を下記のとおり訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

表紙
第一部 証券情報
第１ 募集要項
１ 社債（短期社債を除く。）の募集
２ 新規発行による手取金の使途
（１）新規発行による手取金の額
第４ その他の記載事項
第二部 企業情報
第５ 提出会社の状況
１ 株式等の状況
（４）大株主の状況

３【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

（訂正前）

＜前略＞

【届出の対象とした募集金額】	**フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第１回円貨社債（2011）：50億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第２回円貨社債（2011）：50億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第３回円貨社債（2011）：50億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第４回円貨社債（2011）：30億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第１回変動利付円貨社債（2011）：50億円（予定）**

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

【届出の対象とした募集金額】	**フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第１回円貨社債（2011）：50億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第２回円貨社債（2011）：50億円（予定）** **フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第３回円貨社債（2011）：50億円（予定）**

＜後略＞

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

（訂正前）

本「第１　募集要項」には、５本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回円貨社債（2011）（以下「第１回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第２回円貨社債（2011）（以下「第２回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第３回円貨社債（2011）（以下「第３回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）（以下「第４回円貨社債」という。）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）（以下「第１回変動利付円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第１回円貨社債＞、＜第２回円貨社債＞、＜第３回円貨社債＞、＜第４回円貨社債＞および＜第１回変動利付円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第１回円貨社債、第２回円貨社債、第３回円貨社債、第４回円貨社債および第１回変動利付円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら５本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第１回円貨社債>

<中略>

<第２回円貨社債>

<中略>

<第３回円貨社債>

<中略>

<第４回円貨社債>

銘　柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）（注１）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	30億円（予定）（注２）
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	30億円（予定）（注２）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定）（年1.50%～2.50%を仮条件とする。）（注３）
利払日	毎年１月20日および７月20日（注４）	償還期限	2021年７月20日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2011年７月12日（注６）	払込期日	2011年７月20日（注７）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注１）本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

（注２）上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注３）利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2011年７月中旬頃に決定される予定である。

（注４）各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注５）償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

（注６）申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間繰り下げられる可能性がある。

（注７）払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

<第１回変動利付円貨社債>

銘　柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）（注１）

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円（予定）（注２）
各社債の金額	１億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注２）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（%）	（未定）（ロイターLIBOR01頁（下記「利息支払の方法」に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファード・レートに年率0.50%～1.50%を加えた利率を仮条件とする。）（注３）
利払日	2014年４月20日までの毎年１月20日、４月20日、７月20日および10月20日ならびに2014年７月18日（注４）	償還期限	2014年７月18日（注５）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な　し
申込期間	2011年７月12日（注６）	払込期日	2011年７月20日（注７）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注１) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注３) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2011年７月中旬頃に決定される予定である。

(注４) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注５) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注６) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大１週間繰り下げられる可能性がある。

(注７) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

＜中略＞

引 受 人

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

＜第４回円貨社債＞

元引受契約を締結する金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受の条件
会 社 名	住 所		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2011年７月12日（予定）に調印される元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件の決定とともに決定される予定である。
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
合 計		3,000（予定）	

＜第１回変動利付円貨社債＞

元引受契約を締結する金融商品取引業者（以下「共同主幹事会社」と総称する。）		引受金額（百万円）	元引受の条件
会 社 名	住　所		
野村證券株式会社 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2011年７月12日（予定）に調印される元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。左記以外の元引受の条件は未定であるが、本社債の条件決定日に、発行条件の決定とともに決定される予定である。
合　計		5,000（予定）	

財務代理人とその職務
＜第１回円貨社債＞
＜第２回円貨社債＞
＜第３回円貨社債＞
＜第４回円貨社債＞

＜中略＞

＜第１回変動利付円貨社債＞
　本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住　　所
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

　本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2011年７月12日付（予定）の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から１年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
　発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
　後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契

約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

＜第４回円貨社債＞

本社債の利息は2011年７月21日（その日を含む。）から2021年７月20日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年１月20日および７月20日の２回、各々その日（その日を含む。）までの６か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

６か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、１年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、１年365日の日割計算により、上記に定める利率による経過利息を支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－３　支払い－(ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

＜第１回変動利付円貨社債＞

(1)(a) 本社債の利息は2011年７月20日（その日を含む。）から2014年７月18日（その日を含まない。）までこれを付し、2011年10月20日を初回として、2014年４月20日までの毎年１月20日、４月20日、７月20日および10月20日の年４回ならびに2014年７月18日に、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間または当該部分の実日数について、１年360日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

社債の要項において、

(i)「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

(ii)「利息期間」とは、2011年７月20日（その日を含む。）から第１回目の利払日（その日を含まない。）までの期間および連続する各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（その日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々に決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は０％を下回らないものとする。

(i) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日から２ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の利息期間については、2011年７月18日）（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁（以下に定義する。）に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率（未定）％を加算した率とする。

社債の要項において、

(x)「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

(y)「ロイターLIBOR01頁」とは、日本円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するロイター（もしくはその承継サービス）のLIBOR01頁として指定された頁もしくは当該サービスのLIBOR01頁に代わる他の頁または日本円預金の英国銀行協会利息決済レートに相当する率を表示するための情報源として発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

(ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オファード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の２ロンドン営業日後に始まる日本円の３か月預金のオファード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、

(x) 当該利率決定日に６行以上の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オファード・レート（そのうち２つの最低値と２つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合は、小数第６位以下を四捨五入して小数第５位まで求める。）に年率（未定）％を加算した率とする。

(y) 当該利率決定日に２行以上５行以下の利率照会銀行が当該オファード・レートを発行会社に提示した場合には、当該利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オファード・レートの算術平均値（必要な場合は、小数第６位以下を四捨五入して小数第５位まで求める。）に年率（未定）％を加算した率とする。

(z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち１行のみが当該オファード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオファード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オファード・レートに年率（未定）％を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日がその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合には、適用利率は直前の利息期間に有効であった適用利率とする。

社債の要項において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には当該表示がなされた直近のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の３か月預金のオファー

ド・レートを算出するために用いられた自行のオファード・レートを提示した銀行をいう。

(c) 発行会社は、各利率決定日の午前10時（東京時間）頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間に係る一通貨あたりの利子額（以下「一通貨あたりの利子額」という。）を算出する。各利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、１年360日の日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(d) 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各利息期間開始後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(e) 上記（d）に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。

(f) 本「利息支払の方法－(1)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。

(g) 株式会社みずほコーポレート銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「利率確認事務取扱者」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オファード・レートまたは利率（適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法－(1)」に基づく発行会社の一切の義務（公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法－(1)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。

(2) 本社債の利息は、償還期日（その日を含む。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含む。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含まない。）までの期間中の実日数につき、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法－(1)」を準用して決定される利率による経過利息（１年360日の日割計算による。）を支払う。ただし、その期間は、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要－３　支払い－(ロ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法－(1)－(d)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後５東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

償還の方法

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

＜第４回円貨社債＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」または「償還の方法－(3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2021年７月20日に本社債の金額の100％で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日後に有効となった、フランス法の変更または当該法の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次回の利払日に追加額（下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）を支払うことなく利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、フランスにおける税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日よりも前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の二段落後に定めるように証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法の制限に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還する。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授権された役員１名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨および(v)（発行会社が償還を行う権利を行使する場合）発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)（ならびに該当ある場合(v)）に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要－３ 支払い－(ロ)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法－(2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法－(2)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3) 買入消却

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格ででも本社債を随時買入れることができる。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、直ちに消却しなければならない。

＜第１回変動利付円貨社債＞

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法－(2)」または「償還の方法－(3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2014年７月18日に本社債の金額の100％で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする。ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日後に有効となった、フランス法の変更または当該法の公的適用もしくは公的解釈の変更を理由として、発行会社が次回の利払日に追加額（下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に定義する。）を支払うことなく

利息の支払いができない場合であって、かつ発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含まない。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、償還期日は、フランスにおける税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が利息の支払いができる実務上可能な限り最も遅い日よりも前にはしないものとする。

発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い」に基づきかかる追加額の支払義務を負うこととなり、発行会社が利用可能な合理的手段（かかる手段が存在する場合、発行会社はこれを利用しなければならない。）によって当該追加額の支払義務を回避できないにもかかわらず、フランス法によって発行会社が当該追加額の全部の支払いを禁じられることとなる場合、発行会社は、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日に、または、かかる日が経過している場合（発行会社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記の利払日の少なくとも30日前までに、本段落の二段落後に定めるように証明書および意見書を財務代理人に交付することができない場合を含む。）は実務上可能な限り速やかに（ただし、かかるフランス法の制限に従って）、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100％で償還期日（その日を含まない。）までの経過利息を付して償還する。

本「償還の方法－(2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授権された役員１名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要－４ 税制上の理由による追加の支払い－(イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法－(2)」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨および(v)（発行会社が償還を行う権利を行使する場合）発行会社が利用可能な合理的手段によって当該追加額の支払義務を回避できない旨を記載した証明書を、上記(i)および(iv)（ならびに該当ある場合(v)）に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問の意見書とともに交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は東京営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法－(2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法－(2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法－(2)」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(3) 買入消却

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格ででも本社債を随時買入れることができる。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、直ちに消却しなければならない。

<中略>

摘　要

<中略>

３ 支払い

<第１回円貨社債>

<第２回円貨社債>

<第３回円貨社債>

<第４回円貨社債>

<中略>

<第１回変動利付円貨社債>

(イ) 本社債の元金および利息の支払いは、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

（ロ）支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし（振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

＜中略＞

２ 【新規発行による手取金の使途】

（１） 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
230億円（予定）（注１）	未　定（注２）	未　定（注２）

（注１） 第１回円貨社債、第２回円貨社債、第３回円貨社債、第４回円貨社債および第１回変動利付円貨社債の合計金額である。当該金額は、2011年７月中旬頃に決定される予定である。

（注２） 未定事項は2011年７月中旬頃に決定される予定である。

＜後略＞

（訂正後）

（注）以下、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報をすべて削除しております。

本「第１　募集要項」には、３本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回円貨社債（2011）（以下「第１回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第２回円貨社債（2011）（以下「第２回円貨社債」という。）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第３回円貨社債（2011）（以下「第３回円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第１回円貨社債＞、＜第２回円貨社債＞および＜第３回円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第１回円貨社債、第２回円貨社債および第３回円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら３本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

１【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

＜中略＞

引 受 人

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

財務代理人とその職務

＜第１回円貨社債＞

＜第２回円貨社債＞

＜第３回円貨社債＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

利息支払の方法

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

償還の方法

＜第１回円貨社債＞

＜中略＞

＜第２回円貨社債＞

＜中略＞

＜第３回円貨社債＞

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円

貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

＜中略＞

摘　要

＜中略＞

３ 支払い
＜第１回円貨社債＞
＜第２回円貨社債＞
＜第３回円貨社債＞
（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

＜中略＞

（注）フランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）に関する情報を削除しております。

＜中略＞

２ 【新規発行による手取金の使途】

（１） 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
150億円（予定）（注１）	未　定（注２）	未　定（注２）

（注１） 第１回円貨社債、第２回円貨社債および第３回円貨社債の合計金額である。当該金額は、2011年７月中旬頃に決定される予定である。
（注２） 未定事項は2011年７月中旬頃に決定される予定である。

＜後略＞

第４　【その他の記載事項】

（訂正前）

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

＜後略＞

（訂正後）

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称、共同主幹事会社の名称ならびに下記の文言を記載する。
「(注)フランス相互信用連合銀行（BFCM）第４回円貨社債（2011）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第１回変動利付円貨社債（2011）の募集は中止しております。」

＜後略＞

第二部【企業情報】

第５【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（４）【大株主の状況】

（訂正前）

＜前略＞

（注１）CFCM」は、株式会社の形をとっている共同組合（société cooperative ayant la forme de société anonyme）であり、コンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）の関係会社であり、ACM・ヴィ・ミュチュエル（ACM Vie Mutuelle） 及びクレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sub-Est）、クレディ・ミュチュエル・イル－ド－フランス（Crédit Mutuel Île-de-France、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ－モン-ブラン（Crédit Mutuel Savoie Mont-Blanc ）ならびにクレディ・ミュチュエル・ミディ－アトランティック・フェデラシオン（Crédit Mutuel Midi-Atlantique federations）の クレディ・ミュチュエル金庫（Caisses of Crédit Mutuel）に99%以上を保有されている。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注１）CFCMは、株式会社の形をとっている共同組合（société cooperative ayant la forme de société anonyme）であり、コンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）の協会員であり、ACM・ヴィ・サン（ACM Vie Sam） 及びクレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sud-Est）、クレディ・ミュチュエル・イル－ド－フランス（Crédit Mutuel Île-de-France、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ－モン-ブラン（Crédit Mutuel Savoie Mont-Blanc ）ならびにクレディ・ミュチュエル・ミディ－アトランティック・フェデラシオン（Crédit Mutuel Midi-Atlantique federations）の クレディ・ミュチュエル金庫（Caisses of Crédit Mutuel）に99%以上を保有されている。

＜後略＞